

学則(名古屋市立中央看護専門学校規則) (抜粋)

(試験等)

第 21 条 学科試験及び評価(以下「試験等」という。)は、履修した科目ごとに行う。

(合格及び単位の認定)

第 21 条の 2 試験等の成績は、科目ごとに 100 点をもって満点とし、60 点以上を合格とする。

2 試験等に合格した者には、所定の単位を認定する。

名古屋市立中央看護専門学校学則施行内規 (抜粋)

<看護第一学科・看護第二学科>

(試験の評価)

第 15 条 試験の評価は、当該試験を実施した教員等が行う。

2 成績の評価基準は、次のとおりとする。

A=100～80 点 B=79～70 点 C=69～60 点

D=60 点未満 認定=大学・短期大学等にての履修を認定したもの